

第 6 4 回 通 常 総 会 議 事 録

日 時：令和 7 年 5 月 2 2 日（木） 午後 4 時～

場 所：ローズホテル横浜 2 階

議 事：

1. 開 会

事務局長より開会を告げるとともに、本日の出席会員 3 9 社、委任状による権利行使会員 2 4 6 社、合計 2 8 5 社となり、令和 7 年年 3 月 3 1 日現在の会員 4 0 9 社の過半数を越えているので、規約第 1 9 条第 1 項の規定により、本総会は有効に成立した旨、報告された。

2. 会長挨拶

花島陽治会長が挨拶を行った。

3. 議長選出

事務局長より、規約第 1 7 条第 2 項の規定により、本総会の議長は会長が当る旨報告し、花島会長が議長席についた。

4. 議事録署名人の選出

議長より、議事録署名人の立候補者を募ったところ、議長一任の発言により、次の 2 名の方を指名したい旨提案し、異議無く承認された。

議事録署名人 長原 健太 氏 （株）宇徳
小川 隆 氏 日清サイロ株式会社

5. 議事の経過及び議案別の採決の結果

第 1 号議案：令和 6 年度事業報告の件

議長は、事務局長に対して報告を指示した。

事務局長は、資料に基づき報告を行った。

議長より意見を求めた処、異議無く原案どおり承認された。

第 2 号議案：令和 6 年度収支決算報告並びに会計監査報告の件

議長は、事務局長に対して報告を指示した。

事務局長は、資料に基づき報告を行った。

続いて、金城監事が、会計監査の結果報告を行った。

議長より意見を求めた処、異議無く原案どおり承認された。

第 3 号議案：令和 7 年度事業計画及び収支予算案の件

議長は、事務局長に対して説明を指示した。

事務局長は、資料に基づき説明を行った。

議長より意見を求めた処、異議無く原案どおり承認された。

議長は、以上をもって議案をすべて議了したので、本総会の議案の審議を終了する旨告げた。

6. 来賓挨拶

横浜植物防疫所の森田所長から、総会への招待及び円滑な植物検疫の推進・協力に対する謝辞に続き、植物検疫を巡る最近の情勢について概略次のような紹介があった。

(1) 一昨年から、貨物で輸入される穀類等の植物にも輸出国政府が発行する検査証明書を添付するようお願いしてきましたが、関係する皆様の協力もあり、現在まで大きな混乱は発生していません。引き続き、検査証明書が必要な荷口への検査証明書の添付について、ご協力をお願いします。

(2) 令和 6 年(2024 年)の全国における数量ベースの輸出入検査実績は、輸入貨物では全体的には前年に比べておおむね横ばいでした。なお、横浜港の輸入貨物は栽植用植物やまめ類で増加、切花で減少、その他はほぼ横ばいでした。

一方、輸出では前年と比べてまめ類、嗜好香辛料・葉染料・その他食品などが増加、切花や野菜などは減少、これら以外ほぼ横ばいでした。

(3) 国際植物防疫条約事務局において多国間で ePhyto を交換するための中継システムが開発され、2018(平成 30)年 6 月の運用開始から既に 7 年弱経過し本年 3 月現在で 95 か国以上がこの ePhyto を利用できる状況になっていますが、我が国では現在まで利用ができない状況でした。

このたび、農林水産省内及び財務省等に対して ePhyto の導入効果等を継続して説明してきた結果、本年 10 月予定の NACCS の大規模更改にあわせ我が国でも ePhyto の利用を開始することに一定の目途がつけました。

会員の皆様を含めた輸出入者向けに「ePhyto 説明会」を本年 7 月から 9 月までの間に開催予定ですので、日程が決まり次第、植物防疫所ホームページ等で案内します。

(4) 輸入植物検疫における直近の第 11 次改正は、特に我が国への侵入を警戒しているウリミバエの発生地域にオマーンを加えるなどの改正が予定されており、現在は関係規則の改正に必要な植物防疫検討会、パブリックコメント等の所要の手続きを終えた段階です。

(5) 条件付き輸入解禁植物は、昨年 6 月に台湾産ヒロセレウス属生果実の種の追加などの輸入解禁が行われました。また、本年 1 月に開催された植物防疫検討会では、インドネシア産マンゴウ生果実とメキシコ産パプリカ生果実に対するリスク管理措置について議論が行われました。

(6) 輸出検疫関係では、令和 5 年度からリモート検査を導入しており、これまでは小麦粉、赤玉土などを対象に実施してきましたが、昨年は凍結品、製材などを新たに対象品目として追加しました。また、昨年 12 月にフィリピン向けいちご生果実の輸出が解禁され、本年 2 月に初輸出されたところです。

令和 5 年度から導入された輸出検査の一部を植物防疫所に代わり実施することができ

る登録検査機関は、本年4月末現在で13機関が登録されており、昨年度は(株)JALカーゴ及び(一社)神戸植物検疫協会が新たに登録されました。

(7)国内検疫関係では、令和6年度も海外からの飛来と推定されるミカンコミバエ種群の誘殺事例が沖縄県などで確認され、鹿児島県ではアリモドキゾウムシの誘殺事例もありました。いずれも関係者の協力の下、定着に繋がらないよう初動対策を講じています。

一方で、令和6年3月に沖縄県本島にて確認されたセグロウリミバエについては、各機関と連携して各種対応をしてきたところですが、まん延防止のために令和7年4月14日から沖縄本島を対象に緊急防除を開始しました。

その他、北海道で発生が確認されているジャガイモシロシストセンチュウ、長野県で発生が確認されているテンサイシストセンチュウについては、令和7年度も引き続き緊急防除を実施しています。テンサイシストセンチュウは山梨県でも確認されていますので、発生範囲の特定調査や防除を実施しているところです。いずれも関係者と一丸となって取組をしっかりと進めてまいりたいと考えています。

以上

令和7年5月27日

横浜植物防疫協会第64回通常総会

議長 花島陽治



議事録署名人 長原健太



議事録署名人 小川隆

